

議案

議案第一号

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する財政融資資金の運用について

令和８年度を償還期限として、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する財政融資資金の短期貸付けを行う必要が生じたため、令和７年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

１．貸付予定額 ７，０００億円

２．貸付条件

（１）貸付利率 国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率

（２）償還期限 ３か月以内

（３）違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年１０％の割合の違約金を徴収するものとする。

議案第二号

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する財政融資資金貸付けの貸付先変更等について

地方交付税法等の一部を改正する法律（案）に基づき、交付税及び譲与税配付金特別会計の債務の一部を一般会計に帰属させることに伴い、貸付先及び貸付条件の変更を下記のとおり行うこととする。

記

1. 貸付先 地方交付税法等の一部を改正する法律（案）に基づき、令和8年4月1日において、交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計へ変更する。
2. 貸付金額 7, 000億円
3. 貸付条件
 - (1) 貸付利率 貸付先の変更時までに別途付議する。
 - (2) 償還期限 20年以内
 - (3) 違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。